

令和8年度  
防災通信システム保守点検業務

特記仕様書

愛媛県県民環境部防災局  
防災危機管理課

# 令和8年度防災通信システム保守点検業務特記仕様書

愛媛県防災危機管理課

## (総則)

第1条 この仕様書は、愛媛県（以下「甲」という。）が所有する防災通信システム及びその付属設備等（以下「設備」という。）を常に正常な動作状態に維持するため、設備の保守点検業務（以下「本業務」という。）について、その仕様を定めるものである。

2 受託者（以下「乙」という。）は、委託契約書、設計書及び特記仕様書並びに関係諸法規（愛媛県会計規則、電波法令、電気技術基準等）を遵守し、誠実、入念に本業務を実施するものとする。

## (点検対象設備及び点検場所)

第2条 点検対象設備は、次のとおりとする。

### (1) 地上系防災通信システム

- ① 県庁に設置する地上系設備
- ② 中継局に設置する地上系設備
- ③ 地方局・支局に設置する地上系設備
- ④ 市町・消防本部に設置する地上系設備

### (2) 衛星系防災通信システム

- ① 県庁に設置する衛星系設備
- ② 地方局・支局に設置する地上系設備
- ③ 市町・消防本部に設置する地上系設備

2 点検場所及び設備を構成する装置の名称等は、(別表1) のとおりとする。

## (実施回数)

第3条 乙は、本業務の点検は、別表1のうち点検実施に記載のある設備について、契約期間内に1回、次条の規定に基づき点検を実施するものとする。

## (保守点検要領)

第4条 乙は、各装置別点検項目(別表2)に基づき、点検を行うものとする。

2 乙は、設備の稼働停止を必要とする場合は、事前に甲に連絡し、甲の指示を受けるものとし、稼働停止時間は、極力短くするものとする。

3 乙は、点検作業の開始及び終了を、事前に甲に連絡するものとする。

4 乙は、原則として、甲の職員の勤務時間内で点検を実施するものとする。

5 乙は、契約期間中に発生した軽微な障害(部品交換を要しないもの)については、甲乙協議のうえ、本業務の範囲内において可能な限り対応すること。

(無線局登録点検)

第5条 乙は、本業務の実施期間中に電波法(昭和25年法律第131号)に定める定期検査の指定を受けた無線局の登録点検を適正に実施し、点検後速やかに無線局登録点検事業者等規則に定められた様式による登録点検結果通知書を甲に提出するものとする。

【令和8年度定期検査指定無線局】

無線局名/識別信号			免許番号	受検年月
1	基地局	ぼうさいきんざん	四基第 10385 号	令和8年11月
2	固定局	ぼうさいきんざん	四第 35348 号	令和8年11月
3	固定局	ぼうさいさいじょうしぶ	四固第 9534 号	令和8年11月
4	基地局	ぼうさいしんこうざん	四基第 10384 号	令和8年11月
5	固定局	ぼうさいしんこうざん	四第 35347 号	令和8年11月
6	固定局	ぼうさいたいさんじ	四固第 9565 号	令和8年11月
7	固定局	ぼうさいつばがみやま	四固第 9535 号	令和8年11月
8	固定局	ぼうさいにいはま	四固第 9536 号	令和8年11月
9	固定局	ぼうさいふきのかわ	四第 35349 号	令和8年11月
10	固定局	ぼうさいまつやましぶ	四固第 9537 号	令和8年11月
11	固定局	ぼうさいみつくえ	四固第 9538 号	令和8年11月

(オンコール対応)

第6条 乙は、契約期間内において、甲から防災通信システムの障害等の報告や相談を受けた場合には、現地又は遠隔で対応することとし、安定的な防災通信システムの維持に協力すること。

(部品の取替え等)

第7条 交換部品取替等対象局の詳細については、甲が別途指示する。

2 乙は、保守点検中に設計書等で定めた定期交換部品以外の部品を取り替える必要があると認めた場合、事前に甲に報告し、その指示を受けて部品の取替えを行うものとし、その経費については、甲乙協議して定めるものとする。

(実施計画書)

第8条 乙は、契約後、速やかに本業務全般の実施計画書を作成し、甲の承認を受けた後、点検を開始するものとし、乙は、同計画書を変更しようとする場合は、事前に甲に連絡し、甲の指示を受けるものとする。

(完了報告書)

第9条 乙は、本業務を全て完了したときは、直ちに甲に対し、完了報告書を1部提出して確認を受けるものとする。

(その他)

第 10 条 この仕様に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。